

## 令和7年度 第2回旭川市都市計画審議会会議録

発言者	発言内容
会長	<b>旭川圏都市計画学校の変更について</b>
会長	諮問事項の議案第1号「旭川圏都市計画学校の変更」について、事務局から説明願う。
事務局	(旭川圏都市計画学校の変更について、別紙1をもとに説明)
会長	事務局からの説明について、質問又は意見はないか。 特に前回の審議会での意見に対する市の考え方方が示されているがいかがか。
委員	都市計画決定しないことについて明確な方針を示すことは難しいということを理解した。その方針を示すこと自体が目的ではなく、適正でかつスピード感のある跡地利用をやっていただきたいのが意見の趣旨である。上位計画に入れていただけることであり、その見直しを来年度から着手することであるので、なるべく速やかに行っていただきたい。
会長	決定しないということを決めることは難しいが、その代わり迅速に廃止後の利活用ができるということをよろしいか。
事務局	はい。
委員	今回の都市計画決定は小中学校だが、高等学校については考えないのか。大学は既に決定されており、高校は決定できないということではないと思う。
事務局	今回小中学校を都市計画決定するに至ったのは、令和7年3月に策定された小中学校適正配置計画に基づき、統廃合でなくなる可能性のない学校が定められしたこと及び立地適正化計画において、小中学校は日常生活に必要な施設として居住誘導区域に設定する施設と定められているからである。高等学校については、今後方針を検討していくたい。
委員	高校については現時点で考えはないが、今後検討していく可能性があるということで良いか。
事務局	はい。
委員	小中学校の都市計画決定は、避難施設や備蓄なども含めて同時に考えてもらえるのか。例えば廃校になった場合、避難所等の機能も見直しが行われるのか。
事務局	廃校になった場合、必要な施設や機能の代替えが検討されるものと考えます。
会長	他に質問又は意見がなければ、本案件については同意することを審議会の答申とさせていただくがよろしいか。
各委員	はい。
会長	それでは、この案件について、同意することを審議会の答申とする。

報告事項 議案第1号 旭川圏都市計画特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の変更について	
会長	報告事項の議案第1号「旭川圏都市計画特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）」について、事務局から説明願う。
事務局 スポーツ施設整備課	（旭川圏都市計画特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）の変更について、別紙2をもとに説明）
委員	今後検討されることかもしれないが、特に駐車場の問題を考えてほしい。プロスポーツを誘致すれば、札幌のように需要が多くなる。現在の花咲スポーツ公園は、陸上競技場や総合体育館、球技場などでイベントが重なると車で入れないなどの課題がある。
スポーツ施設整備課	花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の中で駐車場についても検討している。現在は400台弱の駐車スペースだが、最低500台は確保したいと考えている。大規模大会やイベント時は、主催者や事業者との協議により、バスなどの輸送や公共交通機関の利用を促す。夏場については、近隣の河川敷を臨時駐車スペースとして活用する手法も含め、最大限駐車場を確保できるよう考えいく必要があるという課題意識を持っている。
会長	今回の主要な点である、観覧場用途の緩和について意見はあるか。この緩和がなければ、プロの選手を呼べる施設にならないため、緩和が必要だという認識である。
委員	新アリーナの観客席を5,000席にした根本的な理由は何か。
スポーツ施設整備課	SVリーグ（バレーボール）やBリーグ（バスケットボール）などのプロスポーツのライセンス条件の一つとして、5,000席以上の観覧席を有することが求められているためである。
委員	5,000席以上は確保されるということで、世界選手権などを考えると足りないが、旭川であれば5,000席でライブの誘致も可能になると思う。
会長	報告案件に関する質疑は以上とする。報告議案第1号については、次回、諮問案件となる。 全ての議案が終了したので、これで令和7年度第2回旭川市都市計画審議会を閉会する。